

## レジ袋収益金活用基金設置要領

### (目的及び設置)

第1条 レジ袋収益金を、容器包装廃棄物の減量化やリサイクルの推進等の環境保全活動及び地域・社会貢献活動に活用するため、山口県容器包装廃棄物削減推進協議会（以下「協議会」という。）に、レジ袋収益金活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基金)

第2条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業に使用する。

- (1) 環境保全活動に関する事業
- (2) 地域・社会貢献活動に関する事業
- (3) その他必要な事項に関する事業

2 基金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (組織等)

第3条 基金の活用方法を決定するため、山口県容器包装廃棄物削減推進協議会設置要領第5条の規定に基づき、レジ袋収益金活用部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、県民(消費者団体)、事業者（小売業者）及び行政機関からなる別表に掲げる部会員で組織する。
- 3 部会に監事2名を置き、部会員の互選でこれを定める。

### (報告)

第4条 基金の活用方法及び収支決算については、必要に応じ、協議会に報告する。

### (事務局)

第5条 部会の事務局は、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課に置く。

### (その他)

第6条 この要領に定めるほか、必要な事項は、事務局が部会に諮って、定める。

### 附 則

この要領は、平成22年3月25日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年2月17日から施行する。

## 別表（第3条関係）

分野	事業者・団体等名
県民 (消費者)	山口県地域消費者団体連絡協議会
	山口県消費者団体連絡協議会
事業者	株式会社イズミ
	生活協同組合コープやまぐち
	株式会社フジ
	マックスバリュ西日本株式会社
	株式会社丸久
市町	下関市
	山口市
	周南市
山口県	環境生活部廃棄物・リサイクル対策課